

運輸審議会半年報

平成20年1月～6月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成20年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

目次

運輸審議会半年報

平成20年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
1	事案処理状況	
2	その他の状況	
III	答申の概要	4
IV	答申書	
	旅客自動車	
	平19第5004号 一般乗用旅客自動車運送事業に係る 緊急調整地域の指定について	5
V	軽微認定事案	9
VI	部会	9
VII	説明聴取事案	10
VIII	委員の構成等	11

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、運賃関係が、軽微認定1件（鉄道1件）、許可等関係が、答申1件（旅客自動車1件）及び軽微認定2件（軌道1件、港湾1件）であった。

1 運賃関係事案

○ 鉄・軌道事業

京阪電気鉄道(株)からの中之島線開業に伴う旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請事案について、4月3日、8日に説明を聴取し、同月10日軽微な事案として認定した。

2 許可等関係事案

○ 一般乗用旅客自動車運送事業

前期12月6日に諮問され（同日付けで参考人意見聴取会開催決定、現地調査実施決定）、同月11日から12日の2日間委員による現地調査を実施し、同月13日審議を行い、同月18日運輸審議会審議室において運輸審議会主宰による参考人意見聴取を実施し、同月20日、25日に審議を行った一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定（仙台市）事案について、1月8日指定することは適当である旨答申した。

○ 鉄・軌道事業

富山市及び富山地方鉄道(株)からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案について、1月22日に説明を聴取し、同月24日軽微な事案として認定した。

○ 港湾

熊本県からの八代港に係る港湾区域の変更認可申請事案について、1月29日に説明を聴取し、同月31日軽微な事案として認定した。

3 その他事案

○ 鉄・軌道事業

横浜高速鉄道（平成15年11月答申）フォロー

アップについて、1月11日に鉄道局及び横浜高速鉄道(株)から説明を聴取した。

○ 一般乗用旅客自動車運送事業

緊急調整地域（仙台市）の動向について、2月5日に自動車交通局から説明を聴取した。（注1）

○ 運輸安全関係事案

運輸安全マネジメント評価の実施状況について、2月7日に運輸審議会本審議会及び5月29日に運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議(写真)において、いずれも大臣官房運輸安全監理官から説明を聴取した。（注2）

○ 現地調査

2月21日には、ANAグループ安全教育センターについて、4月17日には、東京メトロ副都心線について、5月13日には、品川自動車検査場（自動車検査独立行政法人関東検査部）について、6月19日には財団法人鉄道総合技術研究所国立研究所について、現地調査を行った。

○ 説明聴取事案

33件の案件について説明を聴取した。

写真



運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議の様相

(注1) 平成20年1月8日付け答申「一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定（仙台市）」事案のフォローアップ

(注2) 平成18年8月3日付け答申「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」事案のフォローアップ

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成20年1月1日から
平成20年6月30日まで)

1 事案処理状況

区 分	鉄 道	自 動 車	航 空	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	1	0	0	0	1
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	0	1	0	0	0	1
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
軽 微 認 定 事 案 件 数	2	0	0	0	1	3
予め定められた軽微事案に関する認定基準に基づいて国土交通大臣が処分し、通知のあった件数	0	1	0	0	0	1

2 その他の状況

区 分	鉄 道	自 動 車	航 空	運 輸 安 全	そ の 他	計
過去の答申に対してフォローアップを実施した件数	1	1	0	2	0	4
説 明 聴 取 件 数	2	4	9	0	18	33
現 地 調 査 件 数	2	1	1	0	0	4

Ⅲ 答申の概要

今期は、旅客自動車関係 1 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定事案

国土交通大臣は、仙台市営業区域における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰になっており、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めて、同営業区域を平成 20 年 1 月 9 日から同年 8 月 31 日までの間、緊急調整地域として指定したいとして、運輸審議会は、平成 19 年 12 月 6 日付けで国土交通大臣から諮問を受けた。

当審議会は、現地調査を実施するとともに、参考人意見聴取会を開催し、慎重に審議した結果、平成 20 年 1 月 8 日指定することは適当である旨の答申をした。なお、答申に併せて、国土交通大臣に対し、「タクシー業界及び事業者において、緊急調整地域の指定を行う法の趣旨を十分に認識されるとともに、安全・労働関係法令の遵守や輸送サービス向上のため、より実効性の高い措置について検討されること」等について指導・監督を徹底するよう要望した。

IV 答申書

旅客自動車

○国土交通省告示第39号（平成20年1月18日）

国 運 審 第 2 1 号
平 成 2 0 年 1 月 8 日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定について

平 1 9 第 5 0 0 4 号

平成19年12月6日付け国自旅第216号をもって諮問された上記の事案については、平成19年12月11日から12日の2日間現地の状況を調査するとともに平成19年12月18日参考人からの意見を聴取したほか、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

道路運送法第8条第1項の規定に基づき、仙台市を平成20年1月9日から平成20年8月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、仙台市（道路運送法施行規則第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」をいう。以下同じ。）における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっており、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めて、同営業区域を平成20年1月9日から平成20年8月31日までの間、緊急調整地域（道路運送法第8条第1項の一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、前年度において特別監視地域の指定を受けている地域のうち、次の各号のいずれの要件にも該当する地域について緊急調整地域として指定することとしている。
 - (1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入のいずれもが、前年度と比較して減少している場合。
 - (2) 1日1車当たりの実車キロ若しくは営業収入が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を15%以上下回っている場合、又は1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を10%以上下回っている場合であって、その率が、全国における当該年度の1日1車当たりの実車キロ若しくは営業収入の平均値が全国におけるそれらの前5年間の平均値を下回っている率を15%以上上回って減少している場合。
 - (3) 延べ実働車両数が、2年連続前年度と比較して増加している場合。
 - (4) 次に掲げる各指標が、傾向として全国平均を上回り、又は、増加する傾向にあるなど、当該地域の状況を総合的に判断し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合。
 - ① 走行距離当たりの事故件数及び重大事故件数

- ② 一定の安全関係の法令違反の件数（特に改善基準告示違反に係るもの）
- ③ 利用者からの苦情の件数（特に接客態度不良以外のもの）

3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明、現地調査、参考人（学識経験者2人）から聴取した意見等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会開催の申請はなかった。

(1) 仙台市は、すでに特別監視地域の指定を受けているところであるが、国土交通大臣が定めた各要件については、

- ① 平成18年度の1日1車当たりの実車キロは68.8キロ、営業収入は25,955円であり、いずれもが平成17年度と比較して減少している。

平成18年度の1日1車当たりの実車キロ、営業収入は、いずれも前5年間の当該地域の平均値を15%以上下回っている。

平成18年度の延べ実働車両数は891,265両であり、2年連続前年度と比較して増加している。

- ② 平成18年度における走行100万キロ当たりの事故件数は、7.622件、走行100万キロ当たりの重大事故件数は0.077件であり、いずれも2年連続して全国平均を上回っている。平成18年度における法令違反件数は82件、うち改善基準告示違反は16件、利用者からの苦情件数は30件、うち接客態度不良以外の苦情は8件となっており、法令違反件数及び利用者からの苦情件数のいずれも改善の傾向が見られないなど、仙台市の状況を総合的に判断し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる。

(2) 当審議会が行った現地調査においても、仙台市中央部においては供給輸送力過剰によるタクシーの客待ちが安全かつ円滑な交通の支障となる等市民生活、経済活動に悪影響を及ぼすこととなっていることが確認され、このような状況のなかで、地元自治体、警察等の関係機関から仙台市を緊急調整地域として指定することを期待する意見が出されている。

また、参考人からの意見聴取においては、仙台市におけるタクシーの供給輸送力過剰の問題が顕在化し、放置できない状況にあるので、緊急調整地域として指定すべきである旨の意見が述べられた。

(3) 以上の状況にかんがみると、仙台市は、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっており、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となる

おそれがあると認められる。このため、国土交通大臣が仙台市を緊急調整地域として指定することはやむを得ないものであると認める。

4. 当審議会は、今回の緊急調整地域の指定が輸送の安全及び旅客の利便の確保にとってより効果的な措置となることが重要であると考えます。

このため、国土交通大臣に対し、次の事項について指導・監督を徹底するよう要望する。

- (1) タクシー業界及び事業者において、緊急調整地域の指定を行う法の趣旨が十分に認識されるとともに、安全・労働関係法令の遵守や輸送サービス向上のため、より実効性の高い措置について検討されること。
- (2) 仙台市におけるタクシー事業の需給バランスの回復のために、地元自治体等の関係機関の協力を得つつ、観光、高齢者福祉などのニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施にタクシー業界・事業者が一体となって努力すること。

V 軽微認定事案

○軌道運送高度化実施計画の認定

認定月日	申請者	事案の内容
1月24日	富山市 富山地方鉄道株式会社	富山市内の丸の内・西町間（0.94キロ）の軌道事業に係る軌道運送高度化実施計画の認定

○鉄道の旅客運賃の上限設定の認可

認定月日	申請者	事案の内容
4月10日	京阪電気鉄道株式会社	中之島線開業に伴う旅客運賃（加算運賃）の上限設定の認可

○港湾区域の変更認可

認定月日	申請者	事案の内容
1月31日	熊本県	八代港に係る港湾区域の変更認可

VI 部会

○運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
5月29日	運輸安全マネジメント評価実施状況報告について	国土交通省 3号館8階 国際会議室

- （備考） 1. 平成18年8月3日付け答申「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」事案のフォローアップ
2. 運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議として開催

Ⅶ 説明聴取事案

月 日	事 案 名	説 明 部 局 等
1月6日	平成20年審議状況について	運輸審議会審理室
1月8日	平成21年度海事局関係予算概要について	海 事 局
1月13日	平成21年度港湾局関係予算概要について	港 湾 局
1月15日	平成21年度航空局関係予算概要について	航 空 局
1月20日	平成21年度国土交通省税制改正要望主要項目結果概要について	大臣官房、総合政策局
1月22日	平成21年度鉄道局関係予算概要について	鉄 道 局
1月27日	鉄道事業再構築事業の制度概要等について	鉄 道 局
1月29日	平成21年度自動車交通局関係予算概要について	自 動 車 交 通 局
2月10日	国土交通月例経済(平成20年12月・平成21年1月)について	総 合 政 策 局
2月12日	関西国際空港・中部国際空港の現状と課題について	航 空 局
2月17日	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について	自 動 車 交 通 局
2月19日	成田国際空港の現状と課題について	航 空 局
3月5日	海上保安行政の現状と課題について	海 上 保 安 庁
3月10日	運輸分野での環境対策について	総 合 政 策 局
3月12日	地域公共交通の活性化・再生について	総 合 政 策 局
3月17日	気象業務の高度化について	気 象 庁
3月19日	バリアフリー施策の現況について	総 合 政 策 局
3月24日	運輸審議会の審議案件に係る処理区分について	運輸審議会審理室
3月26日	観光立国の実現に向けて	観 光 庁
3月31日	将来の航空交通システムについて	航 空 局
4月2日	グリーン物流の推進について	政 策 統 括 官
4月7日	港則法及び海上交通安全法の一部改正法案について	海 上 保 安 庁
4月9日	我が国航空物流のグランドデザイン	航 空 局
4月14日	国土交通省における情報政策(ICカードその他)について(仮題)	総 合 政 策 局
4月16日	国際航空交渉について(仮題)	航 空 局
4月21日	航空セキュリティに関する航空局の取り組み	航 空 局
4月23日	国土交通月例経済(平成21年2月・3月)について	総 合 政 策 局
4月28日	鉄道の技術開発について	鉄 道 局
5月14日	三菱MRJ航空機と型式証明について	航 空 局
5月19日	事業用自動車総合安全プラン2009	自 動 車 交 通 局
5月26日	平成20年度国土交通白書	総 合 政 策 局
6月9日	平成20年度交通安全白書について	総 合 政 策 局
6月25日	運輸審議会の審議案件に係る処理区分について	運輸審議会審理室

VIII 委員の構成等

○委員

平成20年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸審議会会長	榊 誠
会長の職務を代理する常勤の委員	竹田 正興
運輸審議会委員(非常勤)	廻 洋子
運輸審議会委員(非常勤)	保田 眞紀子
運輸審議会委員	大屋 則之
運輸審議会委員	島村 勝巳

(備考)

1. 委員の任命

島村 勝巳 委員 (平成20年2月13日付け)

<新委員紹介>

委員略歴



しま 村 かつ み
島 村 勝 巳

昭和44.	3	成城大学経済学部卒業
	4	日本通運(株)に入る
平成 4.	8	岩見沢支店長
	6.	4 第一営業部化学石油グループ担当部長
	11.	6 新潟支店長
	13.	6 業務部長
	14.	6 大阪支店副支店長
	15.	6 常務理事第3ブロック地域総括兼千葉支店長
	16.	6 執行役員第3ブロック地域総括兼千葉支店長 (17. 6 同社退職)
	17.	6 日本通運健康保険組合理事長(20. 2. 12 退任)
20.	2. 13	運輸審議会委員

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成20年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸安全確保部会 部会長	竹 田 正 興
部会長の職務を代理する委員	大 屋 則 之
委 員	島 村 勝 巳
専 門 委 員	河 内 啓 二
専 門 委 員	酒 井 一 博
専 門 委 員	高 巖
専 門 委 員	谷 口 綾 子
専 門 委 員	中 條 武 志
専 門 委 員	芳 賀 繁
専 門 委 員	村 山 義 夫

(備考)

1. 委員の指名等

指名 島村 勝巳 委員 (平成20年2月14日付け)

解除 榊 誠 委員 (平成20年2月14日付け)

2. 専門委員の任命

再任 河内 啓二 専門委員 (平成20年5月16日付け)

再任 酒井 一博 専門委員 (平成20年5月16日付け)

再任 高 巖 専門委員 (平成20年5月16日付け)

新任 谷口 綾子 専門委員 (平成20年5月16日付け)

再任 中條 武志 専門委員 (平成20年5月16日付け)

再任 芳賀 繁 専門委員 (平成20年5月16日付け)

再任 村山 義夫 専門委員 (平成20年5月16日付け)

○審理官

平成20年6月30日現在の審理官は、次のとおりである。

官 職 及 び 職 務	氏 名
首席審理官 (統括)	伊 藤 松 博
審理官 (航空、自動車)	河 野 正 文
審理官 (鉄道・軌道、海運、港湾、港湾運送)	林 田 拓 人
審理官 (運輸安全)	中 山 泰 宏